

<APU を卒業後、日本で違う学校（大学院等）に通う場合>

1. 転出入の手続き

(1) 別府市役所で転出の手続きを行う（別府市役所の電話番号：0977-21-1135）[別府市役所 HP](#)

(2) 引越し先の市役所・区役所で転入届を提出する

【注意】在留カードの住所について

引越し後に転入届を市役所・区役所へ提出すると、職員の方が在留カードの裏に新しい住所を記入してくれます。自分で住所を記入した場合、在留カードは無効となります。絶対に住所を記入しないでください。

2. 活動機関に関する届出

[卒業予定の皆さんの手続きチェックリスト | 立命館アジア太平洋大学 \(apu.ac.jp\)](#)

3. APU を卒業後、大学院へ進学する留学生の在留資格について

大学を卒業後、大学院への進学が決定している留学生で、その入学時期が現に有する在留資格「留学」の在留期間満了後である方について、進学先の大学院において、当該留学生との間で一定期間ごとに連絡をとること、入学を取り消した場合においては、遅滞なく地方出入国在留管理局に連絡すること等について、誓約するときは、「特定活動」への在留資格変更を許可し、入学までの間（ただし、大学卒業後1年を超えない期間に限ります。）滞在することを可能となりました。詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。

入管 HP [大学を卒業後大学院へ進学する留学生等の在留資格について | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#)